

会 第 41 号
平成 18 年 2 月 6 日

会員各位

社団法人 日本監査役協会
会 長 笹 尾 慶 蔵

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます

平素から協会活動に対してご理解とご協力を賜りありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、ライブドアの事件に関連して、同社の監査役の行動に疑念が持たれています。同監査役は当協会の会員ではありませんが、もし、報道通りだとすれば、監査役監査制度の発展に尽力している当協会の活動や真面目に監査活動に取り組んでいる多くの監査役の活動に対してまでも不信の念を抱かれかねない事件であり、誠に残念に思います。

この機会に、会員の皆様がこの種の事件を他山の石として、決意を新たに粛々と監査活動に邁進されるよう期待をこめて別添の「会長談話」をお届けします。

謹白

平成 18 年 2 月 6 日

今、改めて企業不祥事防止を問う

社団法人 日本監査役協会
会長 笹尾 慶蔵

最近、頻発している企業不祥事件によって「信頼」の二文字が揺らいでいる。この信頼回復のためには、企業が「不正・違法行為と決別し、市場等において虚偽の報告をしない」ことが最小限必要である。

わが国の会社法は、企業活動を活発ならしめ、かつ、企業不祥事件の未然防止のため、経営責任者には自己責任のもとに大きな自由を与えると同時にその経営責任者を取締役会が監督し、更に監査役が監査する法制になっている。加えて、会計監査制度を設け、会社の計算書類等の適正さを担保している。これらが有効に機能することによって企業活動の健全性と効率性を確保する構成になっている。

しかし、最近の企業不祥事件ではこれらの不祥事防止の防衛線がいつも簡単に突破されている。このことは監査役としても深刻に受け止めざるを得ない。

当協会は、企業の健全で持続的成長を「監査」を通して担保するという目標を共有する監査役で組成され、その目標達成のため、監査基準をはじめとする実務指針を制定し、企業不祥事件の未然防止を最重要課題として掲げ活動してきた。

しかし、企業不祥事件の頻発は第一次的には経営責任者がその責めを負うべきことであるが、一方では、監査が有効に機能しなかった結果でもあると認めざるを得ないと思う。

監査の要諦は「情報入手と情報分析力」そして、その結果に基づく「勇気ある意見表明」である。

監査役に対しては、会社法上権限は十分整備されており、協会としても様々な監査上の実務指針を用意している。しかしそれらを使わない限り「絵に描いた餅」に過ぎない。監査役として現実に行動することが求められるが、その行動を支えるものは「使命感・責任感」であり、これが企業社会の信頼崩壊への最後の防衛線である。

会員各位におかれては、頻発している企業不祥事件を他山の石として、自社における不祥事防止のため、改めて次の事項を確認することをお願いしたい。

1. 経営責任者を含めて、企業不祥事を起こさないという「企業行動憲章」等の行動規範を制定し、組織の末端まで徹底させているか。
2. 行動規範通りに行われているかをフォローする手立て（組織等）が整備されているか、また、監査役としても確認しているか。

併せて、会員各位が「使命感・責任感」を確認するとともに、企業に対する信頼を維持し、健全で持続的な成長を担保する責務があることを改めて確認したい。

以上